

「環境物品等の調達に関する基本方針」 の改定案（公共工事関係）について

1. 基本方針の改定に関する検討の概要

（1）基本方針の位置付け

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第6条に基づき、国及び独立行政法人等が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものであり、毎年度（例年2月頃）閣議決定により定められているものである。

（2）公共工事関係の改定案の作成について

グリーン購入法第6条第4項に、「特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。」とされている。特定調達品目のうち公共工事については、国土交通省が改定案の共同作成担当府省として検討した上で、環境省に提示することにより、例年基本方針の改定案を作成しているところである。

（3）民間事業者からの提案募集

基本方針の改定に際しては、特定調達品目の追加、判断の基準等の強化、見直し等の参考とするため、広く民間事業者に対して提案募集を行っている。今年度は、平成27年6月1日から平成27年6月26日の間、提案募集を実施した。

（4）提案以外の見直しについて

基本方針において、特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っているものとされている。その他、新たな情報が得られた品目については、国土交通省において適宜見直しの検討を行っているところである。

（5）今年度の提案状況

新規提案：5品目（5提案）

継続提案：20品目（21提案）（継続検討品目のうち未提案：21品目）

新規提案品目		
分野	提案品目(個別品目名)	判断の基準の考え方
資材	再生PETを利用した鋼製フェンス	リサイクル
	木材・プラスチック再生複合材(WPRC)を用いた外構・外装製品	リサイクル
	古紙を使用した包装容器	リサイクル
	花き	省エネルギー
共通	公共工事共通配慮事項の見直し提案	-
ロングリスト掲載品目		
分野	提案品目(統合品目名)	判断の基準の考え方
資材	再生プラスチックを利用した建材【1】	リサイクル
	コンクリート用再生骨材L【1】	リサイクル
	コンクリート用再生骨材M【1】	リサイクル
	再生骨材Mを用いたコンクリート【1】	リサイクル
	コンクリート用再生骨材H【1】	リサイクル
	有害物質を含有しない路面補修用常温合材【1】	有害化学物質
	高炉スラグ微粉末を用いたプレキャストコンクリート製品【1】	リサイクル
	道路用エコスラグ【1】	リサイクル
	下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物【1】	リサイクル
	下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品【1】	リサイクル
	副産物を用いたコンクリート【1】	リサイクル
	再生骨材Mを用いたコンクリート製品【1】	リサイクル
	ペーパースラッジを用いた土質改良材【1】	リサイクル
	天然繊維を用いたドレーン材【1】	リサイクル
	ガラス用光触媒クリア塗料【1】	省エネルギー
	再生セメントを用いたモルタル【1】	リサイクル
	再生セメント【1】	リサイクル
工法	省資源型表面処理工法【1】	省エネルギー
目的物	遮熱性舗装【1】	ヒートアイランド抑制
	保水性舗装【2】	ヒートアイランド抑制
【】内は個別提案品目数		

(6) 今年度の検討結果概要

特定調達品目の追加： 0 品目

判断の基準等の変更： 1 3 品目

・環境配慮型道路照明

L E D道路照明施設の性能向上等を鑑み、判断の基準の記載を改定

・高日射反射率塗料

判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていることが確認できたため、日射反射率保持率に係る経過措置を削除

・断熱サッシ・ドア

経済産業省告示「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築製造業者等の判断の基準等」が制定されたことに伴う改定

・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

JIS 改定に伴う改定

・合板型枠

判断の基準を満たす製品の普及状況や合板型枠の使用の実態を鑑み、備考の修正および経過措置の延長

・製材等 (8 品目)

経過措置に関する記載の削除

2. 基本方針の変更案等

(1) 判断の基準等の変更

【環境配慮型道路照明】

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ．定格寿命は60,000時間以上であること。</p> <p>トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ．定格寿命は90,000時間以上であること。</p> <p>トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ．定格寿命は75,000時間以上であること。</p> <p>—高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	-----------	---

備考)

- 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JISC 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法 - 第2部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、LED モジュールにあっては一定の期間に製造された同一形式の LED モジュールの点灯の残存率が 50%となる時間の平均値、又は光源の初期の光束が 80%まで減衰するまでの時間をいい、LED モジュール用制御装置にあっては故障するか出力が定格出力未満となり使用不能となるまでの総点灯時間をいう。

- 3 調達を行う各機関は、環境配慮型道路照明の導入にあたり、同一道路条件における HID 照明と同等の照明性能を有する LED 照明について、同一条件でライフサイクルコストを算定し、比較検討の上、採用の可否を判断するよう留意すること。

表 1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA	
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA	
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA	
		平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	-	平均路面照度 5 lx	20 VA	
	-	平均路面照度 10 lx	40 VA	
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA	
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA	
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA	
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	-	T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95 VA	
	-	T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70 VA	
	-	T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70 VA	
	-	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
-	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA	
		交差点隅切り部用	95 VA	
-	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA		

		交差点隅切り部用	70 VA
-	Y字路(4車線×2車線) 20 lx		125 VA
-	Y字路(4車線×2車線) 15 lx		95 VA
-	Y字路(4車線×2車線) 10 lx		70 VA
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
-	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
-	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

備考)

- 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2低減)	設計速度40(km/h) 2車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2低減)	設計速度50(km/h) 2車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2低減)	設計速度60(km/h) 2車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考)

- 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考)

- 1 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

【高日射反射率塗料】

塗料	高日射反射率塗料	【判断の基準】 近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。
----	----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
- ~~3 判断の基準については、平成27年度までの経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合であっても特定調達物品等とみなすこととする。~~
- 4.3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

【断熱サッシ・ドア】

建具	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること ・二重サッシであること ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 【配慮事項】 サッシの枠、及び障子及びそれに使用されるガラスに断熱
----	----------	--

		<p>材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>○エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
--	--	--

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第235号)による。

【ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機】

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	<p>【判断の基準】</p> <p>期間成績係数が表1又は表2に示された区分の数値以上であること。</p> <p>冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>
-------	--------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。

表4 期間成績係数 JIS 適合機種

区分	期間成績係数 (APFp/APF)
冷房能力が28kW以上 35.535kW未満	1.224.67以上
冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.59以上
冷房能力が5635kW以上	1.704.86以上

1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1による。

表2 JIS 適合外機種

区分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が28kW以上 67kW未満	4.33以上
冷房能力が67kW以上	4.23以上

1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。

また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

Cc : 冷房標準能力 (単位: kW)

Egc : 冷房ガス消費量 (単位: kW)

Eec : 冷房消費電力 (単位: kW) を1kWhにつき9,760kJとして

一次エネルギーに換算した値 (単位: kW)

Ch : 暖房標準能力 (単位: kW)

- Egh : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)
 Eoh : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき、9,760kJとして
 1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
 2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、
 JIS B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。
 3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

【合板型枠】

<p>コンクリート型枠</p>	<p>合板型枠</p>	<p>【判断の基準】 型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-----------------	-------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準 は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18年 2月 15日）」に準拠したものとする。
- ア．本項の判断の基準の 又は の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
- イ．認定・認証番号、認定団体名等
- なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。
- また、合板型枠は、再利用に努めることとし、上記ア．及びイ．を板面への表示をした合板型枠であっても、再利用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出すること。
- 4 本項の判断の基準 および の適用については、平成 2827年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めるこ

ととするが、備考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。

【製材等】

製材等	製材	<p>【判断の基準】 間伐材、林地残材又は小径木であること。 以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。</p>
	<p>集成材 合板 単板積層材</p>	<p>【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板も同様。